

答申第171号
平成27年1月22日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成26年6月5日付神垂保こ第7113号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

申立人が受験した「神戸市垂水区保健福祉部一般事務の選考基準、各審査項目、合格者の最高点、合格者の最低点、合格者の平均点、不合格者の最高点、不合格者の最低点、不合格者の平均点、全受験生の最高点、最低点、平均点」

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定をしたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「私の神戸市垂水区保健福祉部一般事務の選考基準、各審査項目、全受験生の人数、合格者の最高点、合格者の最低点、合格者の平均点、不合格者の最高点、不合格者の最低点、不合格者の平均点、全受験生の最高点、最低点、平均点」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、請求項目のうち「全受験生の人数」については、通年アルバイト応募受付簿を特定し氏名等を除いて公開するとともに、その余の請求項目については、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定において不存在とされた公文書の公開を求めて異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。なお、申立人は、通年アルバイト応募受付簿の非公開部分については異議申立てを行っていない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 26 年 5 月 14 日受付の異議申立書及び平成 26 年 7 月 28 日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

公平、公正に選考がなされているのなら全て開示できるはずである。

選考基準、各審査項目、合格者の最高点、合格者の最低点、合格者の平均点、不合格者の最高点、不合格者の最低点、不合格者の平均点、受験者全員の最高点、受験者全員の最低点、受験者全員の平均点を公表できるための文書が統計集計、作成されていないということは、これは明らかに口利き、贈収賄、利権支配、世襲制、癒着、馴れ合い等による不正採用がなされていることを明示している。

それを打破するためにも、公平性、公正性、中立性、厳正さ、そして、透明性を確保する体制を固めていくことを、至急、断行していただきたい。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 26 年 7 月 3 日受付の非公開理由説明書及び平成 26 年 8 月 18 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

臨時的任用職員の任用については、地方公務員法第 22 条第 2 項において「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより」、「臨時の職に関する場合」に行うことができることが定められているところ、同条に基づく臨時的任用は、同法第 17 条の正式任用の特例とされており、競争試験または選考による能力の実証を行う必要がなく、また、人事委員会が定める場合のほか資格要件に基づくことを要しない（同条第 3 項。なお、本件臨時的任用職員の任用にかかる資格要件を人事委員会は定めていない）。したがって、選考基準を事前に定める義務はなく、また、選考過程における選考対象者の成績を得点化して合否を決定すべき義務は課されていない。

もっとも、上記のとおり、臨時的任用は正式任用の例外とされているが、任用を行うにあたっては、広く公募を行うほか、公平かつ公正な能力実証を行うべきものとされている。

本件臨時的任用職員の任用にあたって、実施機関は選考基準を規定する文書を作成しておらず、また、選考過程において選考対象者の成績を得点化して合否を決定していないが、求人段階においては補充を要する職の職務内容を明示し、選考の段階においては、申込者が提出した履歴書及び職務経歴書の記載内容により求人業務に適すると判断される者を選定し、さらに面接を行うなど公平かつ公正な能力実証に基づく選考に努めたところである。

作成した書類は、公共職業安定所に提出した求人申込書、通年アルバイト応募受付簿、通知文、雇用決裁であり、選考基準、各審査項目は文書化していない。また、選考結果の得点化もしていないため、合格者の最高点、最低点、平均点、不合格者の最高点、最低点、平均点、全受験生の最高点、最低点、平均点についても文書を保有していない。

よって、公開請求にかかる公文書を保有していないため、非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人が公開請求を行った文書のうち、本件申立ての対象である文書（以下「本件請求文書」という。）は、以下のとおりである。

申立人が受験した「神戸市垂水区保健福祉部一般事務の選考基準、各審査項目、合格者の最高点、合格者の最低点、合格者の平均点、不合格者の最高点、不合格者の最低点、不合格者の平均点、全受験生の最高点、最低点、平均点」

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、本件請求文書のすべてを公開すべきとして争っている。したがって、本件においてまず争点となるのは、本件請求文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 本件請求文書の存否について

ア 本件は、垂水区こども家庭支援課において臨時的任用職員を採用した際の選考に関する文書の開示を求めるものである。

イ 今回の選考に係る事務について実施機関から聴取したところ、概ね以下のとおりであった。

まず、実施機関は、臨時的任用職員 2 名を採用するため、公共職業安定所に求人申込書を提出し、受付簿を作成して応募を受け付けた。18 名から応募の連絡があり、辞退等の 2 名を除く 16 名を選考対象とした。なお、この受付簿は、応募者の氏名など一部を非公開にして申立人に開示されている。

次に、応募書類として提出された履歴書及び職務経歴書に基づき、職員 4 名（垂水区こども家庭支援課の課長、係長、担当者 2 名）で書類選考を行った。書類選考の前に、今回の採用において求める人物像について話し合い、公務の経験のある方、窓口対応の経験のある方、児童福祉や関連福祉分野の経験のある方、事務の経験のある方などが望ましいという認識を共有し、それに基づいて選考することとした。これらは職員の間で口頭により確認したもので、選考基準として文書化しているものではない。選考においては、求人業務に適しているかどうかを判断しており、得点化はしていない。

続いて、書類選考で選んだ 5 名を対象に面接を実施した。面接は書類選考と同じ職員 4 名で行った。終了後すぐに 4 名全員で集まり、各職員の応募者に対する評価を口頭で報告し合い、協議を行って、応募者 2 名を任用予定者として内定した。面接においても、応募者の評価は求人業務に適しているかどうかの観点から行っており、書類選考と同様、得点化はしていない。

最後に、任用内定者 2 名について雇用決裁を起案し、任用を決定した。

ウ 申立人は、公平、公正に選考がなされているのなら、本件請求文書が作成されて然るべきである旨の主張をしている。

しかし、上記イの実施機関からの聴取内容からすると、今回の採用選考の過程において、特段不合理な措置が取られたものとは認められない。

エ 実施機関によると、一連の選考の過程で作成された文書は、求人申込書、通年アルバイト応募受付簿、通知文、雇用決裁である。

そこで、実施機関にこれらの文書すべての提出を求め、その内容を確認したが、選考基準に関する記載はなく、選考結果についても得点化された形跡はなかった。

オ 以上を踏まえて判断すると、本件請求文書に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することができず、文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とはいえない。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成26年6月5日	—	* 諮問書を受理
平成26年7月3日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年7月28日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成26年8月18日	第280回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年9月17日	第281回審査会	* 審議
平成26年10月27日	第282回審査会	* 審議
平成26年12月22日	第283回審査会	* 審議